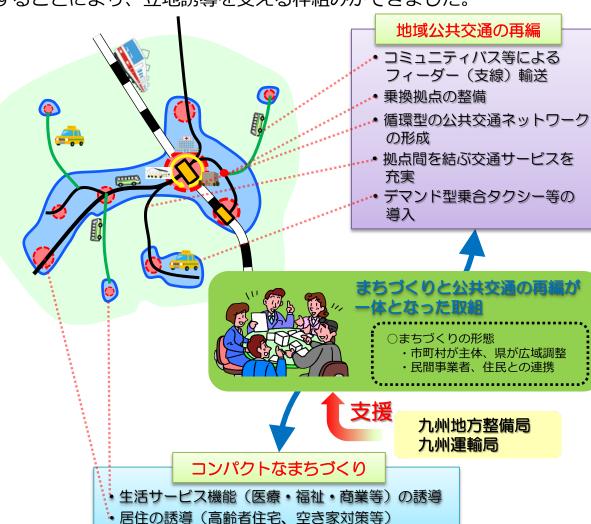
コンパクトなまちづくりに資する事業を立地適正化計画に位置付 けることにより、補助率の嵩上げ、補助対象の拡充、要件の緩和 などが適用されます。

■都市再生特別措置法等の一部改正(H26.8.1施行)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正(H26.11.20施行)

・市町村は住宅及び都市機能増進施設(医療・福祉・商業等の生活サービ ス機能)の立地の適正化を図るための計画(「立地適正化計画」)を作 成することができることとなりました。

あわせて、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築 することにより、立地誘導を支える枠組みができました。



■コンパクトなまちづくりを実現するために(九州地方整備局の支援)

- ・九州地方整備局・九州運輸局にワンストップ相談窓口を設置しました。
- ・社会資本整備総合交付金等による事業の支援を行います。
- 「立地適正化計画」の作成に係る費用の支援も行います。

Vol.1<H27.1>

【この資料のお問い合わせ】 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市·住宅整備課 TEL:092-471-6331



Front Line 国土交通省 九州地方整備局

いつまでも元気で暮らしやすい コンパクトなまちづくりのために

~「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進~



生活サービス機能の計画的配置

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や 生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービ スの効率的な提供を図ります。

人口密度の維持

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口 密度を維持することにより、生活サービスや コミュニティが持続的に確保されるよう、居住の 推進を図ります。



交通網の再編、快適で安全な公共交通の 構築、公共交通施設の充実を推進します。

九州地方整備局は、コンパクトなまちづくりを支援します。 (既存事例による実現イメージ)

■生活サービス機能の計画的配置 (都市機能誘導区域)

医療・福祉・商業施設等をまちなかで計画的に配置







●都市再生区画整理事業

主な支援メニュー:

- ●市街地再開発事業(①)
- ●都市機能立地支援事業
- 優良建築物等整備事業
- ●都市再構築戦略事業(地方都市リノベーション事業)(②、③)

■人口密度の維持(居住誘導区域)

歴史的経緯、人口の推移等を意識してまとまりのある 居住を推進

①【熊本県営健軍団地】 老朽化した改良住宅を建替え、 公営住宅と福祉施設を整備



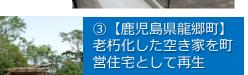








老朽化した空き家を 除去してポケット





- ●公営住宅整備事業(①) ●空き家再生等推進事業(②、③)
- ●集約促進景観・歴史的風致形成促進事業
- ●サービス付き高齢者向け住宅整備事業

公共交通施設の充実

- ○駅前広場、自由通路の整備
- ○連続立体交差事業
- ○LRTの整備 など







主な支援メニュー:

●街路事業 [・交通結節点の整備(①) ·都市·地域交通戦略推進事業(②) ·連続立体交差事業(③)]

②【熊本市】